

「長野県」調査委員会設置要綱

（目的）

第1 県民に疑惑や不信を招いた長野県政の問題点について調査を行い、その問題の事実関係と生じた原因を明らかにするため、「長野県」調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査検討を行い、知事に対して提言を行う。

- (1) 長野冬季オリンピック招致委員会会計帳簿紛失問題等同オリンピック全般について問題となっている事項
- (2) 長野県財政悪化問題に関する事項
- (3) しなの鉄道株式会社設立経過問題に関する事項
- (4) その他県民に疑惑や不信を招いた長野県政の問題に関する事項で知事が指示する事項及び前3号に関連する事項で委員会が必要と認めた事項

（組織）

第3 委員会は、委員10人以内で構成する。

2 委員は、社会問題に対する高い問題意識と調査能力を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（会長等）

第4 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会）

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、参考人として委員以外の者の出席を求め、事情聴取することができる。

3 委員会に事務局及び事務局長を置く。

4 委員会に、総務担当を置くことができる。

(部 会)

第6 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。
- 6 第4第3項及び第5の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、第4第3項並びに第5第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5第2項中「委員会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(作業グループ)

第7 委員会又は部会に、作業グループを置くことができる。

- 2 作業グループの分担は、委員又は部会に属する委員の協議により会長又は部会長が指定する

(専門委員)

第8 専門の事項を調査検討するため、必要があるときは、委員会及び部会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、社会問題に対する高い問題意識と調査能力を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査検討が終了したときは、解職されるものとする。

(公表等)

第9 委員会、部会及び作業グループの調査方針の討論、出張しての資料収集及びヒアリング並びに調査結果の討論などは非公開とする。

- 2 委員会での参考人の事情聴取及び調査終了後の報告書作成作業の討論は原則として公開とする。ただし、会長は、非公開を適切と考えた場合及び参考人が公開することを望まない場合、委員会に諮った上で非公開とすることができる。
- 3 非公開の委員会、部会及び作業グループの議事録及びそこで収集した調査資料(調査結果を含む。)は、調査に差し支えがなくなった時点で、これを公開する。ただし、個人のプライバシーに属する事項は非公開とする。

(守秘義務)

第10 委員は、委員会の調査又は活動により知り得た事項のうち、プライバシーに関わる事項及び発言者又は資料提供者が秘匿することを特に望んだ事項につき、守秘義務を負う。その職を退いた

後も同様とする。

(補 則)

第 1 1 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 1 6 年 2 月 2 7 日から施行する。